

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告ら 示現舎合同会社 外2名

2019年9月10日

準備書面11
(差止請求権発生の要件)

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭



同

中井 雅 人



1 差止請求権発生の要件事実について

(1) 差止請求権とは

不法行為によって損害が発生した場合、救済手段としてはその損害を填補するために賠償請求をすることが、まず予定されている。しかし、不法行為が継続している場合に、事後的に損害を填補するだけでは被害者は救済されない。現在継続されている不法行為の中止を求め侵害自体をさせないことこそが重要である。

一方で、差止請求を認めるにあたっては、単に被害者の権利利益の保護の必要性のみならず、行為者の権利利益保護の必要性や差し止められようとする行為が社会においてどのような価値を有しているのかも含めて、行為者の行動の自由への過剰な介入とならないように衡量を行う必要があるという指摘も行われる。

そこで、差止請求権が発生しているといえるための要件が問題となる。

(2) 故意による不法行為に基づく差止請求権

本件は、被告らが強固な故意をもって原告らの人格権を侵害する行為を行っていることが特徴である。

『全国部落調査』は、被告らによって「部落地名総鑑の原典」としてその内容が宣伝されている。そしてすでに述べてきたように『部落地名総鑑』は、全国の被差別部落の一覧リストで部落の地名や所在地、職業や苗字等が記載されている書籍（現在までに10種類確認）で、1975年にその存在が発覚し、企業や興信所などが、部落出身者に対する就職差別や結婚差別の身元調査に利用していたことが分かったため、法務省が差別に利用される図書であるとして回収したものである。その意味では、『全国部落調査』は一種の法禁物であるとの評価がすでに確定しているものといえる。

仮に『全国部落調査』が出版されたり、そのデータがインターネット上に引き続き公開されたりすれば、すでに『部落地名総鑑』事件によって実際に

おきたように、差別的な意図をもった者により就職や結婚の際の調査が行われることになり、被差別部落出身者の就職や結婚に影響を及ぼし、さらに様々な差別を引き起こすことは、「蓋然性」の域を超えて明らかである。そして、このような差別を招来してしまった場合には、その性質上、これを事後的に回復することはもはや不可能であると言わざるをえない。

そのように考えれば、被告らの行為は「表現の自由」の保障の埒外にあり、侵害される権利の重大性と回復困難性が認められる以上、原告らには差止請求権が発生している。

(3) 判例の基準との比較

人格権の侵害を理由として、出版物の頒布等の事前差止めが許されるとした判例のうち、リーディングケースとされる北方ジャーナル事件は、以下のよう判示する。

「出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであつて、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法21条1項の趣旨に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上記説示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない」（最

高裁昭和61年6月11日)。

もともと、北方ジャーナル事件は、「公務員又は公職選挙の候補者」という極めて公共性の高い存在に関し、その者「に対する評価、批判等の表現行為」に対する事前差止めの判断である。この差止めの対象は、これ以上に高度の公共性を想定できないほどの「公共の利害に関わる事実」に関するものであり、それに伴って、事前差止めの要件は厳格なものとされている。

他方において、本件『全国部落調査』は被差別部落の一覧であり、差別にしか利用しようのない「差別の道具」であり、それが利用されることによって全国の一般市民が被害者となりうるものであるから、何らの公共性も認められず、およそ公共の利害に関わる事実とは無縁なものである。

したがって、本件においては、北方ジャーナル事件のような厳格な差止めの要件が適用されない。本件では、原告らの名誉権、プライバシー権及び差別されない権利という人格権が明らかに侵害されており、全国部落調査等の公開によって、「重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあること」で必要かつ十分である(東京地裁昭和63年10月13日判タ678号253頁、最高裁14年9月24日判タ1106号72頁石に泳ぐ魚事件等参照)。

2 原告らは『全国部落調査』掲載によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある

(1) 被差別部落に該当するかどうかの判定

特定の住所が、復刻版全国部落調査(訴状別紙目録4)の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」のいずれかの欄と合致していれば、当該住所が被差別部落だと判明する。

(2) 住所・本籍の特定

ア 既知の場合

郵便のやりとりをする、訪問したことがある等により原告らの住所を

知っている者も少なくない。地番まで正確に知らなかったとしても、会話等により原告らの居住地区（字など）を知っている者もいる（甲130号証3頁等）。

イ 部落解放同盟関係人物一覧等によって知る場合

原告らの住所を知らなかったとしても、部落解放同盟関係人物一覧には相当数の原告の住所・電話番号等が記載されており、これにより原告の住所を容易に知ることができる。

また、「同和地区 wiki」のミラーサイト（コピーサイト）である「同和地区. com」は、被告官部が「同和地区 wiki」本体を閲覧できない状態にした後でも閲覧可能であり、現時点においても住所等が正確になる、私的団体の役職が追記される等記載内容が更新されていっている（甲170、甲176、甲296等）。提訴時点の「同和地区 wiki」の部落解放同盟関係人物一覧には住所の記載がなかったり過去の住所の記載がされたりしていた原告であっても、ミラーサイト「同和地区. com」の「部落解放同盟関係人物一覧」では住所が追加されたり住所が現在のものに更新されたりしている（甲176等）。つまり、「同和地区 wiki」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって知ることができない原告の住所であっても、ミラーサイト「同和地区. com」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって、容易に知ることができる。なお、原告らは、ミラーサイト「同和地区. com」は被告官部が原告ら運営ないし同ウェブサイトへの書き込み等の関与をしていることを主張立証してきた（準備書面4の第2の2、原告ら準備書面7の第5の3等）

さらに、被告官部が2012年に開設したウェブサイト「住所でポン！」（後に改名して「ネットの電話帳」）を使用すれば、個人の氏名を入力すると、その個人がネットの電話帳に登録されている場合（NTTの電話帳に掲載されている場合）、その者の住所の文字情報及びその住所を示した

グーグルマップが表示される（原告準備書面5の第2〔8～9頁〕）。住所でポンのミラーサイトおよび「ネットの電話帳」は現時点でもインターネット上で閲覧することができる。現時点において、原告らの氏名を「ネットの電話帳」で検索したところ、検索結果で相当数の原告らの現住所が表示された。

ウ 開示・身元調査等によって知る場合

原告ら準備書面8・9・10で述べたとおり、原告らの住所（現住所・過去住所）や本籍（現本籍・過去本籍）情報を開示・身元調査等によって第三者が取得することは十分にあり得る。

また、原告ら準備書面8・9・10で述べたとおり、原告らの配偶者や直系尊属の住所（現住所・過去住所）や本籍（現本籍・過去本籍）情報を開示・身元調査等によって第三者が取得することは十分にあり得る。

(3) 被差別部落出身かどうかの判定

ア 本籍が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

「全国部落調査」記載の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」と原告の本籍を照合すれば、原告が被差別部落出身者と判明する。

イ 現住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

「全国部落調査」記載の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」と原告の現住所を照合すれば、原告が被差別部落出身者と判明する。

ウ 過去居住が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

「全国部落調査」記載の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」と原告の過去住所を照合すれば、原告が被差別部落出身者と判明する。

エ 親族（配偶者や直系尊属）の本籍・現住所・過去住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

「全国部落調査」記載の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」と原告の親族の住所を照合すれば、原告の親族が被差別部落出身者と判明する。原告

と親族の血縁関係が判明すれば、原告が被差別部落出身だと判明する。親族が被差別部落出身だと判明すれば、そのことを理由に部落差別を受ける可能性もある。

(4) 部落差別被害

上記(3)のように原告らが被差別部落出身だと判明し、部落差別の被害を受ける可能性が十分にある。また、原告らの親族(配偶者や直系尊属)が被差別部落出身だと判明し、部落差別の被害を受ける可能性が十分にある。

原告ら準備書面2の第1〔1～17頁〕・準備書面3の第1の2〔3～22頁〕で述べ、陳述書等でも立証したとおり、部落差別は、結婚差別や就職差別をはじめとして時には命も奪いかねない甚大な被害を生む。とりわけ、ここ数年においても結婚差別事件が発生していることは十分に考慮されなければならない(甲85、158、176など多数)。

また、本件ではインターネットでの公開もされていることも十分に考慮されなければならない。被告らがインターネット上で誰もがダウンロード可能な状態においていた復刻版全国部落調査(ミラーサイトでは現在でもダウンロード可能。)が、佐賀県内の個人によって印刷され、インターネット上のフリーマーケット「メルカリ」に出品され、売価3500円で、行政関係者が気づいた時は既に3冊が販売済みとなっていた(甲346)。佐賀新聞は、「出自をめぐる差別は普段は見えないが、就職や結婚など人生の節目に出現する。そして人を排除し、引き裂く。購入者は一体何のために買ったのか。出品者はコトの重大性を認識しているのか。…インターネットの普及でさまざまな情報が瞬時に手に入るようになり、個人が自由に情報発信できる時代になった。ただ、利便性ゆえ、社会規範を逸脱した行為や権利侵害を誘発しやすい。一度ネット上で広がれば長期間残り、不特定多数の目に触れるという点で、影響は大きく、深刻だ。」と部落差別の特性、インターネットの特性を踏まえた的確な指摘をしている(甲346)。こうした

指摘のとおり、インターネット上で被差別部落所在地情報が晒されるということは、半永久的に部落差別を助長するということを意味する。

したがって、原告らが「全国部落調査」の公開によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあることは明白である。

3 原告らは「部落解放同盟関係人物一覧」掲載によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある

(1) 本人が掲載されている原告

ア 住所・電話番号が掲載されることによる危険

住所・電話番号が掲載されるということは、危険物の送付やいやがらせ電話を受ける等の部落差別被害をうける危険性がある。現に、原告ら準備書面6の第4の2〔15～17頁〕で述べたとおり、2017年3月から5月にかけて、解放同盟関係者等を標的として、カッターナイフ・アイスピック・ナイフ等を封入した封筒が送りつけられ、開封した原告組坂（部落解放同盟中央本部委員長）が怪我をするというが発生した（甲103）。また、2016年秋頃から2017年1月頃にかけて、原告川口の自宅に無言電話がかけられてきたり、差別ハガキが届けられたりした（甲91・9～14頁）。

このように、原告らの中には、「損害を被るおそれ」にとどまらず、現実に身体・私生活の平穩等に対する実害が発生している。これらは一例であり、より生命・身体等への危険性の高い直接的な加害や、公開されている住所・電話番号情報を利用した部落差別等も十分に想定される。

そもそも、住所・電話番号が掲載されるということは、個人情報に重要な意味がある現代社会においては、多岐にわたる被害が想定される。

イ 役職が掲載されることによる危険

部落解放同盟内での役職が掲載されるということは、解放同盟の役員

等を務める人物であり、かつ被差別部落出身者であることを明らかにされるということである。仮に、部落解放同盟の役員等をしていることを自ら明らかにしている原告であったとしても、解放同盟関係人物一覧で晒されることとは意味が異なる。自ら明らかにする場合は、部落解放を目指した肯定的な文脈で語られる。これに対し、人物一覧の冒頭は、『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。』という記載からはじまる。一般通常人の読解力を前提にすれば、明らかに部落差別を煽っている記載であり、こうした冒頭記載等に触発されて被差別部落に対する忌避意識が高められたり、部落差別が引き起こされたりする可能性は十分にある。

そうすると、人物一覧における部落解放同盟内での役職の公開は、人物一覧に役職を掲載された者に部落差別の被害を発生させる危険が高い。

ウ 私的団体の役職等が掲載されることによる危険

私的団体の役職等が掲載されるということは、当該私的団体に所属する関わる者が差別を受けたり、当該指摘団体を忌避したりする等当該私的団体の運営に著しい支障を生じさせる危険性がある。たとえば、保育園の理事長（甲 2 9 6）、社会福祉法人の代表者（甲 1 3 1）等の記載は、同保育園や社会福祉法人に通う者らに対する差別を生じさせる、同保育園や社会福祉法人を忌避する等の運営に著しい支障を生じさせる危険がある。

エ 勤務先が掲載されることによる危険

勤務先が掲載されるということは、当該勤務先での掲載された者の部落差別、当該勤務先への部落差別に基づく妨害等が発生する危険がある。どこかで勤務する（仕事をする）ことは、社会生活上重要なことであり、こうした勤務先での部落差別は、重大にして著しく回復困難な損害を被

るおそれがあるといえる。

オ 生年月日が掲載されることによる危険

個人情報保護法では、「個人情報」は「生存する個人に関する情報であつて…当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（個人情報保護法2条1項1号）と定義されており、生年月日の要保護性は顕著である（原告ら準備書面2の第2の3(2)参照）。

したがって、氏名とあわせて生年月日が公表されることは、重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるといえる。

(2) 親族が掲載されている原告

ある原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。

また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。

したがって、解放同盟関係人物一覧に親族の氏名等が掲載されている者は、重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるといえる。

(3) 掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかったとしても、現に部落解放同盟に所属している原告としては、自分もいつ掲載されるかという具体的な恐怖がある。

また、被告官部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかった原告が新たに掲載されたりと、情報が更新されていっている。このこと

も考え合わせると、被告官部が解放同盟関係人物一覧を作成したことにより、その人物一覧には掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。このミラーサイトである「同和地区.com」の運営に被告官部が関与していることが強く推認されるどころ、前記氏名等を公開される具体的な危険はますます高まっているといえる。

したがって、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていない者であったとしても、部落解放同盟に所属している原告には、重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるといえる。

4 小括

本件では全国部落調査等の公開によって、「重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあること」が差止請求権発生の要件事実となるが、以上述べたとおり、『全国部落調査』との関係でも「解放同盟関係人物一覧」との関係でも、これらの公開（出版ないしインターネット上の掲載）によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるといえる。

以上